

施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

A	算定	B	
介護老人保健施設 介護医療院 の施設サービス費 短期入所療養介護費	※	医療系 サービス	訪問看護費 訪問リハビリテーション費 居宅療養管理指導費 通所リハビリテーション費
	△	福祉系 サービス	通所介護費
	○		訪問介護費 訪問入浴介護費
短期入所生活介護費 (注)	△	短期入所生活介護費 通所介護費	

○ 同日に算定できる

△ 算定できるが、そのようなプランを機械的に組み込むことは適切ではない。

※ 退所日においては×。入所日においては△。

(注)短期入所生活介護費の場合、医療系サービス・福祉系サービスともに基本的に○だが、B欄記載のサービスに関しては△